

## 豊中市産業利用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市企業立地促進条例（平成20年豊中市条例第9号。以下「企業立地促進条例」という。）の理念に基づき、企業立地促進条例第2条第1項第9号に規定する産業誘導区域内において、事業所の立地に協力する土地所有者及び貸工場等建築者に対して補助金を交付することにより、当該地域における事業所の立地の促進及び安定した操業環境の維持・形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、企業立地促進条例の定めるところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 製造業、卸売業又は道路貨物運送業でかつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業のいずれかを含む事業者をいう。
- (2) 工場等 事業者がその事業の用に直接供する床面積100平方メートル以上の自己で取得した建物をいう。
- (3) 貸工場等 賃貸を目的として新設、増設又は建替（以下「建築」という。）された床面積の合計が100平方メートル以上の建物であり、かつ、事業者が事業の用に直接供する建物をいう。
- (4) 重点エリア 企業立地促進条例第2条第1項第10号で定める区域をいう。

### (対象者の要件)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、土地の売主、貸工場等建築者及び土地の貸主であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。

- (1) 産業誘導区域内において、事業者が土地を売却する者であり、かつ、買主側事業者が当該土地の工場等で事業を開始する旨の確約を補助金の指定申込み時点で得ている者であること。ただし売買契約締結日時点で、買主側事業者が当該土地の既存の工場等で既に事業を行っている場合はこの限りではない。
- (2) 産業誘導区域内において、貸工場等を建築し、かつ、借主側事業者が当該貸工場等で事業を開始する旨の確約を補助金の指定申込み時点で得ている者であること。
- (3) 重点エリア内において、重点エリア告示日時点で既に事業者が土地を賃貸しており、かつ、借主側事業者が当該土地の既存の工場等で既に事業を行っていることを補助金の指定申込み時点で確認している者。
- (4) 重点エリア内において、重点エリア告示日以降で新たに事業者が土地を賃貸し、かつ、借主側事業者が当該土地の工場等で事業を開始する旨の確約を補助金の指定申込み時点で得ている者。

- 2 申込者が指定を受けた際は、当該土地又は貸工場等で実際に事業を行う事業者（以下「相手方事業者」という。）が事業開始するまでの期間を、指定決定日から原則5年以内とする。
- 3 相手方事業者に直接的に土地売却、貸工場等の賃貸又は土地賃貸を行っていない場合でも、当該土地上で事業を行う者が相手方事業者である場合は、土地の売主、貸工場等の建築主又は土地の賃貸者を対象者とする。ただし、貸工場等の賃貸又は土地賃貸の場合、賃借人は貸工場建築主又は土地所有者から転貸の許可を得なければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象者としなない。
  - (1) 相手方事業者の親会社、子会社又は関連会社にある者
  - (2) 相手方事業者の社員、役員又はその親族にある者
  - (3) 相手方事業者と密接な関係にある者
  - (4) その他、市長が適切ではないと認める者

#### （対象経費及び金額）

- 第4条 この要綱で定める補助金の対象経費は、土地売買契約金額、貸工場等建築費用（付随する消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）又は事業者に賃貸する土地の固定資産税相当額とし、補助金の交付申込みの属する年度ごとに予算の範囲内において交付するものとする。なお、補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ同表に定める補助額とする。
- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
  - 3 貸工場等建築で、一の建物を複数の会社等に賃貸する場合、事業者が賃貸している面積分に応じた金額を按分して交付するものとする。
  - 4 対象者が土地又は貸工場等を共有名義で所有している場合は、補助金は、当該土地又は当該貸工場等の持ち分に応じた金額を按分して交付するものとする。なお、金額に1円未満の端数があるときは、四捨五入するものとする。
  - 5 相手方事業者が一体として立地する土地について複数の指定申込みがあった場合、補助金は当該土地の持ち分に応じた金額を按分して交付するものとする。なお、金額に1円未満の端数があるときは、四捨五入するものとする。

#### （指定申込）

- 第5条 対象者はこの要綱による補助を受けようとするときは、市長に申込みを行い、その指定を受けなければならない。
- 2 指定を受けようとする者（以下「申込者」という。）は相手方事業者が事業を開始するまでに指定を受けなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は各号で定める期間までに指定を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
    - (1) 土地を売却する場合で、相手方事業者が売買契約締結日から1年以内に事業開始しない場合は、売買契約締結日から1年以内
    - (2) 貸工場等建築の場合で、相手方事業者が竣工日から1年以内に事業開始しない場合は、竣工日から1年以内
    - (3) 相手方事業者が当該土地上の既存の工場等で事業開始する場合、又は、当該土地上の既存の工場等で既に事業を行っている場合は売買契約締結日または土地賃貸借契約日から1年以内

- (4) 重点エリアの告示日時時点で既に事業者に土地を賃貸している場合は重点エリア告示日から1年以内
- 4 申込者は豊中市産業利用補助金指定事業者指定申込書(様式第1号—1。以下「申込書」という。)について、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める場合においてはこの限りではない。
- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類(様式第1号—2)
  - (2) 相手方事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類(様式第1号—2)
  - (3) 申込者が法人事業者の場合は、履歴事項全部証明書(個人の場合は、住民票)
  - (4) 相手方事業者の履歴事項全部証明書(個人事業者の場合は、税務署が受け付けたことが分かる直近の確定申告書)
  - (5) 土地売買で、売買契約書及び売買契約書で売買契約前の土地の所有者が確認できない場合は併せて土地の登記事項証明書。加えて、売買契約締結日時時点で、相手方事業者が当該土地上の既存の工場等で既に事業を行っている場合にあつては、売買契約締結日以前の賃貸借契約書
  - (6) 貸工場等建築の場合は、建築費用が分かるもの、建物の登記事項証明書、建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証
  - (7) 土地賃貸の場合は、土地の登記事項証明書及び賃貸借契約書
  - (8) 土地及び貸工場等の位置図、敷地内配置図及び各階平面図
  - (9) 第3条第3項に該当する場合はその関係性を証する書類
  - (10) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

- 第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があつたときは、内容を審査の上、指定の可否を決定し、豊中市産業利用補助金指定事業者指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)又は豊中市産業利用補助金指定事業者不指定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指定を行うに際して必要があると認めるときは条件を付することができる。

(実績報告)

- 第7条 指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、相手方事業者が事業を開始したとき、又は指定日時時点で相手方事業者が既に事業を行っておりその後も事業を継続しているときは指定通知書の受領後、速やかに豊中市産業利用補助金実績報告書(様式第4号—1。以下「実績報告書」という。)を次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める場合においてはこの限りではない。
- (1) 相手方事業者の事業開始届(様式第4号—2)又は事業継続届(様式第4号—3)
  - (2) 土地売買又は土地賃貸の場合は、土地と建物の登記事項証明書
  - (3) 貸工場等建築の場合は、賃貸借契約書又は賃借関係がわかる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 指定事業者は、相手方事業者が特段の事情により指定決定日から5年以内に事業開始で

きなかった場合は、理由書（様式第4号—4）により、その内容を報告しなければならない。その理由が適当と認められ、相手方事業者が事業を開始したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

#### （補助金の交付申込み）

第8条 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に定めるとき以後速やかに、豊中市産業利用補助金交付申込書（様式第5号。以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、土地賃貸の場合にあっては、交付を受けようとする年度ごとに申込みするものとする。

- (1) 土地売買又は貸工場等建築の場合は、実績報告書を提出したとき。
- (2) 土地賃貸で重点エリア設定時に既に相手方事業者に賃貸をしている場合は、指定決定以後最初に賦課された固定資産税を完納したとき。
- (3) 土地賃貸で重点エリア設定日以後新たに相手方事業者に賃貸をする場合は、相手方事業者の事業開始以後最初に賦課された固定資産税を完納したとき。

2 交付申込書には次の各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める場合においてはこの限りではない。

- (1) 市税の完納を証する書類
- (2) 土地売買の場合は、補助対象経費の金額及び土地売買契約が完了したことが分かる書類
- (3) 貸工場等建築の場合は、補助対象経費の支出を証する書類
- (4) 土地賃貸の場合は、賃貸借契約が継続されていることが分かる書類、建物の登記事項証明書及び当該土地に係る課税明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による交付申込書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、交付金額を決定し、豊中市産業利用補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は補助金の交付を行わないことを決定した時は、その旨を豊中市産業利用補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付請求）

第10条 交付決定通知書を受けた指定事業者は、豊中市産業利用補助金交付請求書（様式第8号）を、交付決定通知書を受理した日の属する年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

#### （補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

#### （指定内容の変更等）

第12条 指定事業者は、補助の対象として認められた事業の内容（以下「補助対象事業」

という。)について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに豊中市産業利用補助金変更届出書(様式第9号。以下「変更届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定事業者の名称、所在地、代表者等に変更が生じたとき。
- (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費に変更が生じたとき又は生じることが判明したとき。

2 変更届出書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。ただし市長が特に添付を要しないと認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 指定事業者の名称、所在地、代表者等の変更が確認できる書類
- (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費に変更が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の中止・廃止)

第13条 指定事業者は補助対象事業について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに豊中市産業利用補助対象事業中止・廃止届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 補助対象事業が予定期間内に完了しなかったとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったとき。

(指定事業者の地位の承継)

第14条 指定事業者に係る相続、譲渡、合併、分割等により、補助対象事業を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、豊中市産業利用補助金地位承継承認申込書(様式第11号。以下「承継承認申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 承継承認申込書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 承継者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類(様式第1号-2)
- (2) 承継者が地位を承継したこと又は承継する地位にあることが確認できる書類
- (3) 承継者が法人事業者の場合は、履歴事項全部証明書(個人の場合は、住民票)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、承継承認申込書の提出があったときは、内容を審査し、承継を承認することの可否を判断し、豊中市産業利用補助金地位承継承認通知書(様式第12号)又は豊中市産業利用補助金地位承継不承認通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(指定決定の取消し等)

第15条 市長は、指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により指定事業者の指定、交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 指定決定又は交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 市税を滞納しているとき。
- (4) 補助対象事業が完了しているにもかかわらず、実績報告がなされなかったとき。
- (5) 補助対象事業を中止もしくは廃止したとき又は補助対象事業が中止もしくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。

- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
  - (7) 法令等に違反したとき。
  - (8) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項に基づき補助金の指定又は交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合には、豊中市産業利用補助金指定・交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項の場合において、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（帳簿等関係書類の保管、調査及び指示）

第16条 指定事業者は、帳簿等関係書類を5年間保管しなければならない。

- 2 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、指定事業者に対して、補助対象事業に関し報告を求め又は帳簿等関係書類を調査することができる。
- 3 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、指定事業者に対して必要な指示を与えることができる。

（補助金の利用制限）

第17条 補助金の交付は、土地売買及び貸工場等建築につき、それぞれ1回限りとする。土地賃貸の場合は1回限りとし、最長5年度分を交付するものとする。

（他補助金等との併用制限）

第18条 申込者が国、府又はその他の公共団体から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

（豊中市補助金等交付規則の適用）

第19条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるものとする。

（施行細目）

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、この要綱による改正後の豊中市産業利用補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指定の申し込みを行っている事業者について適用し、同日前に交付の申し込みを行っている事業者については、従前の例による。

- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分		補助額			
		産業誘導区域（重点エリア除く）		重点エリア	
ア	土地を事業者 に売却する者	土地売買契約金額に 100分の3を乗じ て得た金額	上限 500万円	土地売買契約金額に 100分の6を乗じ て得た金額	上限 1000万円
	貸工場等を建 築し事業者に 賃貸する者	貸工場等建築費用に 100分の3を乗じ て得た金額		貸工場等建築費用に 100分の6を乗じ て得た金額	
ウ	土地を事業者 に賃貸する者	/		土地の固定資産税額 相当額を5年度分	

備考

- この表の区分ア及びイに係る補助回数は1回限りとする。
- この表の区分ウに係る補助回数は1年度1回限りとし、1回目を交付した年度から最長5年度の間交付するものとする。ただし、交付金額の合計が1000万円を超えないものとし、上限に達した年度をもって交付を終了する。
- この表の区分ウに係る補助に関し、相手方事業者が交付期間内に休止・廃止し、別の事業者  
に賃貸する場合、前項で規定する補助年度の期間が残存しているときであって、かつ、補助金額の  
合計が1000万円に達していない場合にのみ認めることができる。
- この表の区分ウに係る指定事業者の承継は、2項で規定する補助年度の期間が残存している  
ときであって、かつ、補助金額の合計が1000万円に達していない場合にのみ認めることができ  
る。
- この表の区分ウに係る補助に関し、補助の対象となった土地について指定事業者以外の何人も  
区分ウに係る交付申込みを行うことができない。ただし、土地所有者及び相手方事業者の両方が  
変更となった場合はこの限りではない。
- この表の区分ウに係る補助を受けた者が、その後、区分アに係る交付申込みをする場合にあつ  
ては、その補助交付金額の上限は、1000万円から区分ウに係る補助交付金額の合計を引いた  
ものとする。

豊中市長 宛

所在地

名称

代表者名

## 豊中市産業利用補助金指定事業者指定申込書

豊中市産業利用補助金指定事業者の指定について、豊中市産業利用補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申込みます。

## 記

対象地	豊中市
対象事業	土地売買

## 相手方事業者の事業計画

相手方事業者	所在地 名称 代表者
対象地で行う事業の業種 (いずれかに○)	・ 製造業 ( ) ・ 卸売業 ( ) ・ 道路貨物運送業でかつ (倉庫業・冷蔵倉庫業・梱包業 )
建物の用途 (いずれかに○)	工場 ・ 事務所 ・ 倉庫 ・ その他 ( )
区分 (いずれかに○)	建物新築 ・ 既存建物取得
新たに取得した土地の面積	m <sup>2</sup>
建物の床面積	m <sup>2</sup> (内事業の用に直接供する部分 m <sup>2</sup> )
工事完了予定日※	年 ( )年) 月 日
事業開始 (予定) 日	年 ( )年) 月 日

※既に事業を行っている場合は記入不要

添付書類（土地売買の場合）

	・ 申込者と相手方事業者の名簿（様式第 1 号— 2）
	・（申込者が法人事業者の場合）履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの）
	・（申込者が個人の場合）住民票（発行後 3 か月以内のもの）
	・ 相手方事業者の履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの） （個人事業者の場合は税務署が受け付けたことが分かる直近の確定申告書）
	・ 土地売買契約書（及び売買契約書で土地の所有者が確認できない場合は、土地の登記事項証明書）
	・（相手方事業者が売買契約締結日時時点で、既存の工場等で事業を行っている場合） 売買契約締結時以前の賃貸借契約書
	・ 位置図，敷地内配置図及び各階平面図
	・（第 3 条第 3 項に該当する場合）関係性を証する書類
	・ 委任状（代理者による申込みを行う場合）
	・ その他市長が必要と認める書類（ ）

記入者	連絡先
-----	-----





豊中市長 宛

所在地  
 名称  
 代表者名

### 豊中市産業利用補助金指定事業者指定申込書

豊中市産業利用補助金指定事業者の指定について、豊中市産業利用補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申込みます。

記

対象地	豊中市
対象事業	土地賃貸

相手方事業者の事業計画

相手方事業者	所在地 名称 代表者
対象地で行う事業の業種 (いずれかに○)	・ 製造業 (                      ) ・ 卸売業 (                      ) ・ 道路貨物運送業でかつ (倉庫業・冷蔵倉庫業・梱包業 )
建物の用途 (いずれかに○)	工場 ・ 事務所 ・ 倉庫 ・ その他 (                      )
区分 (いずれかに○)	建物新築 ・ 既存建物取得
新たに賃借した 土地の面積	m <sup>2</sup>
建物の床面積	m <sup>2</sup> (内事業の用に直接供する部分      m <sup>2</sup> )
工事完了予定日※	年 (      年)      月      日
事業開始 (予定) 日	年 (      年)      月      日

※既に事業を行っている場合は記入不要



【           】に関する名簿

※【           】には、申込者・相手方事業者・承継者のいずれかを記入

事業者名称（氏名）				
所在地（住所）				
役職名等	ふりがな	性別	生年月日	住所
	氏名			
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

※個人の場合は（    ）

備考

- 1 法人の場合は、役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所を正確に記載してください。
- 2 この名簿は、要綱に掲げる目的のために使用し、それ以外の目的には使用しません。
- 3 個人の場合は、役職名等の記述は不要です。

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金指定事業者指定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金指定事業者の指定につきまして、下記のとおり指定することと決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 指定事業者

事業者名称 (氏名)	
事業所所在地 (住所)	
補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地売買 ・ 貸工場等建築 ・ 土地賃貸

※個人の場合は ( )

##### 2. 指定の条件

--

##### 3. 留意事項

--

豊活産第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金指定事業者不指定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金指定事業者の指定につきまして、不指定とすることと決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

不指定決定の理由

--



### 事業開始届

指定事業者（氏名）	
補助対象地	豊中市

《相手方事業者記入欄》

事業者名称	
代表者	
事業所所在地	
事業開始年月日	年（      年）      月      日

事業継続届

指定事業者（氏名）	
補助対象地	豊中市

《相手方事業者記入欄》

事業者名称	
代表者	
事業所所在地	
事業開始年月日	年（      年）      月      日

豊中市長 宛

所在地

名称

代表者名

### 理由書

年（      年）      月      日付豊活産第      号で指定を受けました補助対象事業について、相手方事業者の事業開始が、下記理由によりやむを得ず指定決定日から5年を超過したことを報告します。

### 記

5年超過の理由

--



様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました, 豊中市産業利用補助金の交付につきまして, 下記のとおり交付することと決定しましたので, 豊中市産業利用補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

#### 記

1. 指定事業者

事業者名称 (氏名)	
事業所所在地 (住所)	
補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地の売買 ・ 貸工場等の建築 ・ 土地賃貸

※個人の場合は ( )

2. 交付決定金額

金 \_\_\_\_\_ 円

3. 交付条件

--

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金不交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金の交付につきまして、不交付とすることと決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

--



豊中市長 宛

所在地  
名称  
代表者名

## 豊中市産業利用補助金変更届出書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号で指定を受けました補助対象事業の内容に変更がありましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して届出します。

## 記

補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地売買 ・ 貸工場等建築 ・ 土地賃貸
変更内容	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更日	年 月 日

## 添付資料

	・ 指定事業者の名称，所在地，代表者等の変更が確認できる書類
	・ 補助対象事業の内容又は補助対象経費の変更が確認できる書類
	・ その他市長が必要と認める書類（ ）

※○印がついた書類を添付

豊中市長 宛

所在地  
名称  
代表者名

### 豊中市産業利用補助対象事業中止・廃止届出書

年（      年）      月      日付豊活産第      号で指定を受けました補助対象事業を中止・廃止しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり届出します。

#### 記

補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地売買 ・ 貸工場等建築 ・ 土地賃貸

#### 届出内容

中止・廃止した年月日	年（      年）      月      日
中止・廃止した理由	

豊中市長 宛

所在地  
名称  
代表者名

豊中市産業利用補助金地位承継承認申込書

年 ( ) 年) 月 日付豊活産第 号で指定を受けました指定事業者の地位を承継したいので、豊中市産業利用補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

旧指定事業者	
補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地売買 ・ 貸工場等建築 ・ 土地賃貸

1. 事業承継内容

承継者 (新指定事業者)	
承継者の住所	
承継の年月日	年 ( ) 年) 月 日
承継の理由	相続 ・ 譲渡 ・ 合併 ・ 分割 ・ その他 ( )

※承継者が事業者の場合は事業所名を併記

2. 添付書類

	・ 承継者の名簿 (様式第 1 号— 2)
	・ 承継者が事業を承継したこと, 又は承継する地位にあることが確認できる書類
	・ (承継者が法人事業者の場合) 履歴事項全部証明書 (発行後 3 ヶ月以内のもの)
	・ (承継者が個人の場合) 住民票 (発行後 3 ヶ月以内のもの)
	・ その他市長が必要と認める書類 ( )

様

豊中市長

## 豊中市産業利用補助金地位承継承認通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金地位承継承認につきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

## 記

## 1. 承認内容

旧指定事業者	
承継者 (新指定事業者)	
補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地売買 ・ 貸工場等建築 ・ 土地賃貸
承継理由	相続 ・ 譲渡 ・ 合併 ・ 分割 ・ その他 ( )

※承継者が事業者の場合は代表者名、事業所所在地を併記

## 2. 承継承認の条件

--

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金地位承継不承認通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用補助金地位承継承認につきまして、不承認と決定しましたので、豊中市産業利用補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

承継不承認決定の理由

--

様

豊中市長

### 豊中市産業利用補助金指定・交付決定取消通知書

年 ( 年) 月 日付豊活産第 号で通知しました豊中市産業利用補助金の指定・交付決定につきまして、以下の理由により取消すこととしたため、豊中市産業利用補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 指定事業者

事業者名称 (氏名)	
事業所所在地 (住所)	
補助対象地	豊中市
補助対象事業	土地売買 ・ 貸工場等建築 ・ 土地賃貸

※個人の場合は ( )

##### 2. 指定・交付決定取消しの理由

--